

時短業務の解除のお知らせ

平素より、弊所をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

弊所では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、4月8日以降、業務時間を短縮して対応しておりましたが、5月11日（月）より通常の業務時間となりますことをお知らせいたします。

■5月11日（月）以降の業務時間

9:00 ～ 18:00（土日祝日を除く）

従業員の出勤を可能な限り分散して対応するため、電話応対や問い合わせの回答に時間を要する場合がございます。

お客様、関係者の皆様には、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を承りますようお願い申し上げます。

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町6番7号 第二山万ビル3階
弁護士法人 引田法律事務所